

日時：令和5年6月1日（水）15：00～

場所：個人情報保護委員会 委員会室

出席者：丹野委員長、小川委員、中村委員、大島委員、浅井委員、藤原委員、梶田委員、高村委員、

松元事務局長、三原事務局次長、山澄審議官、森川総務課長、吉屋参事官、

栗原参事官、香月参事官、小嶋参事官、片岡参事官、石田参事官、松本研究官

○森川総務課長 それでは、定刻になりましたので、会議を始めます。

本日は、加藤委員が御欠席です。

以後の委員会会議の進行につきましては、丹野委員長にお願いいたします。

○丹野委員長 それでは、ただいまから、第245回個人情報保護委員会を開会いたします。

本日の議題は一つでございます。

議題1「生成AIサービスの利用に関する注意喚起等について」、事務局から説明をお願いいたします。

(内容について一部非公表)

○恩賀企画官 「生成AIサービスの利用に関する注意喚起等」としまして、資料1に基づき御説明させていただきます。

現在、我が国においても、生成AIサービスが普及していることを踏まえまして、当委員会としまして、本日御審議・御決定いただければ、「生成AIサービスの利用に関する注意喚起等」としまして、今後公表を予定しているものでございます。

具体的には、別添1のとおり、生成AIサービスにつきましては、今年5月の「G7広島首脳コミュニケ」等、世界的な関心が高まっているとともに、利活用の機会及び課題の両面からの評価が求められております。その一環としまして、例えば、個人情報の適正な取扱いやプライバシーの保護の観点からの考慮の重要性も指摘されております。

これらの経緯及び状況を踏まえまして、各国において対応を検討する動きがあるところ、当委員会といたしまして、個人情報の適正な取扱いによる個人の権利利益の確保の要請と、新たな技術に基づく公共的な利益（イノベーションの促進、生産性の向上、教育効果の向上、気候変動問題等の国際社会の課題の解決等を通じて、多様な社会的・経済的利益の増進に寄与する可能性）の要請とのバランスに留意しつつ、生成AIサービスを利用する個人情報取扱事業者、行政機関等、そして、一般の利用者に対しまして、注意喚起等の公表を行うものでございます。

まず、「(1) 個人情報取扱事業者における注意点」といたしましては、次の2点でございます。

① 個人情報取扱事業者が生成AIサービスに個人情報を含むプロンプトを入力する場合には、特定された当該個人情報の利用目的を達成するために必要な範囲内であることを十分に確認すること。

② 個人情報取扱事業者が、あらかじめ本人の同意を得ることなく生成AIサービスに個人データを含むプロンプトを入力し、当該個人データが当該プロンプトに対する応答結果の出力以外の目的で取り扱われる場合、当該個人情報取扱事業者は個人情報保護法の規定に違反することとなる可能性がある。そのため、このようなプロンプトの入力を行う場合には、当該生成AIサービスを提供する事業者が、当該個人データを機械学習に利用しないこと等を十分に確認すること。

次に、「(2) 行政機関等における注意点」といたしましては、次の2点でございます。

① 行政機関等が生成AIサービスに個人情報を含むプロンプトを入力する場合には、特定された当該個人情報の利用目的のための必要最小限の利用又は提供であることを十分に確認すること。

② 行政機関等が、生成AIサービスに保有個人情報を含むプロンプトを入力し、当該保有個人情報が当該プロンプトに対する応答結果の出力以外の目的で取り扱われる場合、当該行政機関等は個人情報保護法の規定に違反することとなる可能性がある。そのため、このようなプロンプトの入力を行う場合には、当該生成AIサービスを提供する事業者が、当該保有個人情報を機械学習に利用しないこと等を十分に確認すること。

最後に「(3) 一般の利用者における留意点」といたしましては、次の3点でございます。

① 生成AIサービスでは、入力された個人情報が、生成AIの機械学習に利用されることがあり、他の情報と統計的に結びついた上で、また、正確又は不正確な内容で、生成AIサービスから出力されるリスクがある。そのため、生成AIサービスに個人情報を入力等する際には、このようなリスクを踏まえた上で適切に判断すること。

② 生成AIサービスでは、入力されたプロンプトに対する応答結果に不正確な内容が含まれることがある。例えば、生成AIサービスの中には、応答結果として自然な文章を出力することができるものもあるが、当該文章は確率的な相関関係に基づいて生成されるため、その応答結果には不正確な内容の個人情報が含まれるリスクがある。そのため、生成AIサービスを利用して個人情報を取り扱う際には、このようなリスクを踏まえた上で適切に判断すること。

③ 生成AIサービスの利用者においては、生成AIサービスを提供する事業者の利用規約やプライバシーポリシー等を十分に確認し、入力する情報の内容等を踏まえ、生成AIサービスの利用について適切に判断すること。

以上でございます。

なお、本注意喚起等におきましては、個人情報の適正な取扱いが確保され、個人の権利利益が保護されるよう、当委員会としまして、生成AIサービスの開発・利用状況を引き続き注視していく予定であり、今後、追加の注意喚起等を実施する可能性がある旨を付記してございます。

また、本注意喚起等におきましては、別添2のとおり、生成AIサービスであるChatGPTを

開発・提供するOpenAI社に対しまして行う予定の注意喚起の概要を添付しております。

この同社に対する注意喚起につきましては、現時点において、当委員会として、個人情報保護法の規定に違反する事実を明確に認識するものではございませんが、ChatGPTの利用者が急増していることも踏まえ、現時点までの当委員会による調査結果の基づき、個人情報の適正な取扱いによる個人の権利利益の確保の要請と、新たな技術に基づく、公共的な利益の要請とのバランスに留意しつつ注意喚起を行うものでございます。具体的な注意喚起といたしましては、「1 要配慮個人情報の取得」、「2 利用目的の通知等」の2点でございます。

なお、同社に対する注意喚起におきましても、当委員会として、今後新たな懸念事項を認識した場合には、必要に応じて、追加的な対応を行う可能性がある旨を付記してございます。

以上が内容の御説明となります。

最後に、本日の資料につきましては、公表資料である資料1を当委員会ウェブサイトにて公表したいと考えております。

事務局からの説明は以上でございます。

○丹野委員長 ありがとうございます。ただいまの説明につきまして、御質問、御意見をお願いいたします。

小川委員お願いいたします。

○小川委員 御説明ありがとうございます。

現在、急速に普及する生成AIサービスに対して、当委員会として、個人情報の取扱いについて精査し、必要な注意喚起を発出することは極めて重要だと考えております。生成AIサービスは様々な形態が存在し、例えば、画像生成AIサービス等においては、ChatGPTのような対話型の生成AIとは異なった個人情報の取扱いがなされている可能性もあります。個人情報に関わる技術革新や普及が急速に進んでおり、その状況は刻々と変化しております。今回の発出は、ChatGPTにおける個人情報の取扱いを中心に現時点で把握した内容を念頭に行った注意喚起等と理解しております。このため、生成AIサービスについては、御説明にもありましたように、今後の状況を注視し、新たな懸念事項を認識した場合には、必要に応じ追加的な対応を検討することが重要であると考えております。

以上です。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ほかにどなたか御質問、御意見等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、私からも一言申し上げます。

ChatGPTを始めとする生成AIサービスについては、その利便性や可能性が非常に幅広く、急速に普及している一方で、様々なリスクも指摘されています。G7サミットにおいても、「機会と課題」の双方についての評価が必要とされているところであります。こうした中、当委員会として、早急に、生成AIサービスに関わる個人情報の取扱いについての考え方を

示す必要がございます。今回の注意喚起等は、OpenAI社とのやりとり等の中で把握された内容に基づいたものではありませんが、早急に対応する必要があることから、まずは、現時点で判断できるものを整理した内容であると認識をしております。特に、開発・提供等においては、大量の個人情報が機械学習に利用されている場合があるほか、入力内容とその応答についても学習される場合もあります。こうした生成AIサービスの開発過程・利用における個人情報の取扱いについて、利用者・非利用者を問わず、十分に理解されていない可能性がございます。こうしたことから、OpenAI社に対して要配慮個人情報の取得や利用目的の通知等に関して注意を喚起することはもちろんのこと、生成AIサービスの利用者である個人情報取扱事業者や行政機関等に対して、このような状況を踏まえ個人情報の適正な取扱いを求めることが極めて重要であります。また、個人利用者に対しても、入力された個人情報が他の利用者への回答として出力される可能性があること等について十分理解いただく必要があると考えます。今後も、生成AIサービスの開発・利用状況を引き続き注視し、状況に応じて、追加的な対応の検討を行っていく必要があると承知をしております。

それでは、特に修正の御意見がないようですので、原案のとおり決定したいと思います。が、よろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。事務局においては所要の手續を進めてください。

また、本議題の資料、議事録及び議事概要の取扱いについてお諮りいたします。本議題は、事案の社会的な影響を勘案し、配付の公表資料と当該資料に係る議事録、議事概要の部分については、準備が整い次第、当委員会のホームページで公表し、それ以外の資料と当該資料に係る議事録、議事概要の部分については公表しないこととしてよろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。

本日の議題は以上でございます。

本日の会議はこれで閉会といたします。